

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年10月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センター

(2) 代表者の氏名

清水 新二

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西中筋通花屋町下ル堺町9-2

(4) 定款に記載された目的

この法人は,相談・啓発・グリーフサポートに関する事業を行うことにより,この社会を,人々があるのままだに互いを認めあい,安らぐことのできるような,生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年9月28日

(文化市民局地域自治推進室)